

○南相馬市太陽光発電設備の適正な設置等に関する条例施行規則

令和3年3月26日

規則第5号

改正 令和3年6月14日規則第24号

(趣旨)

第1条 この規則は、南相馬市太陽光発電設備の適正な設置等に関する条例（令和3年南相馬市条例第6号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において使用する用語の意義は、条例の例による。

(抑制区域)

第3条 条例第6条第2項の規則で定める区域は、別表に掲げる区域とする。

(発電設備設置等の届出)

第4条 条例第7条第1項の規定による届出は、次に掲げる書類によるものとする。

- (1) 太陽光発電設備に係る設置届出書兼同意申請書（様式第1号）
- (2) 事業計画書（様式第2号）
- (3) 事業区域等状況調書（様式第3号）
- (4) 確約書（様式第4号）
- (5) 事業区域の位置を示す位置図
- (6) 太陽光発電設備の施工図
- (7) 事業区域内の土地の図面（写し可）
- (8) 事業区域内の土地の登記事項証明書（写し可）
- (9) 現況写真
- (10) 行政区説明会等報告書（様式第5号）
- (11) 近隣関係者説明等報告書（様式第6号）
- (12) 説明会等配布資料
- (13) 近隣関係者の範囲図
- (14) 説明会出席者名簿及び個別訪問先名簿
- (15) その他市長が必要と認める書類

2 条例第7条第2項の規定による変更の届出は、太陽光発電設備変更（中止）届出書（様式第7号）に、前項各号に掲げる書類のうち変更に係る書類を添付して行うものとする。

(同意の通知)

第5条 市長は、前条の規定による届出があったときは、同意の可否を決定し、太陽光発電設備事業（変更）同意通知書（様式第8号）又は太陽光発電設備事業（変更）不同意通知書（様式第9号）により、事業者に通知するものとする。

(抑制区域内の事業に係る同意)

第6条 条例第8条第1項ただし書の規定による基準は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- (1) 太陽光発電設備の設置に係る事業内容等が、別表の関係法令の定めに適合したもので

あると認めるとき。

(2) その他、市長が特に必要と認めたとき。

(関係法令の手続等)

第7条 条例第11条の規定による関係法令に係る手続等の状況の報告は、太陽光発電設備の設置に係る関係法令手続状況調書(様式第10号)によるものとする。

2 事業者は、事業の計画及び実施並びに関係法令の手続に当たっては、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 雨水等による土砂・汚泥の流出及び水害等の災害防止を図ること。

(2) 太陽光発電設備の設置については、自然景観や歴史景観などを阻害しないよう配慮するとともに、周囲の景観との調和を考慮すること。

(3) 住宅地に隣接する場所に太陽光発電設備を設置する場合は、圧迫感、騒音、熱、反射光等に十分配慮すること。

(4) 事業区域内に事業関係者以外のものが容易に立ち入ることがないように、フェンスを設置するなどの立入防止対策をとること。

(5) 太陽光発電設備の名称、設置場所の住所、発電設備の発電出力、事業者の名称及び連絡先その他必要な事項を記載した管理看板を事業区域内の見えやすい場所に設置すること。

(6) 太陽光発電設備の稼働に起因して発生した苦情に対しては、迅速かつ誠実に対応すること。

(7) 事業区域内から周辺環境への影響がないよう除草や清掃を行うこと。

(8) 水路又は農道に隣接し太陽光発電設備を設置する場合、近隣農地の営農に支障が生じないよう必要な措置を講じるとともに、事前に水利権利者及び隣接農地の営農者等と協議を行うこと。

(9) 自然災害その他の事由により太陽光発電設備が破損するおそれが生じた場合、直ちに発電等の状況を確認した上で、速やかに現地確認し、設備の損壊、飛散、感電のおそれがないことを確認すること。

(10) 太陽光発電設備の異常又は破損等により地域への被害が発生するおそれがある場合又は発生した場合は市及び地域住民等へ速やかに連絡すること。

(11) 太陽光発電設備が破損した場合、被害を最小限にとどめるとともに、安全対策を講じた上で法令等に基づき復旧又は撤去を行うこと。

(12) 地権者又は地域住民等と発電設備を撤去した後の土地について原状回復に関する合意がある場合は、雨水等による土砂・汚泥の流出及び水害等の災害防止などの対策を講じた上で、原状回復措置を行うこと。

(13) 前各号に掲げる事項のほか、国等が策定した太陽光発電設備の設置に係るガイドラインに準拠し事業を行うこと。

(太陽光発電設備廃止等の届出)

第8条 条例第12条第1項の規定による届出は、太陽光発電設備廃止届出書(様式第11号)によるものとする。

(指導、助言又は勧告)

第9条 条例第14条第1項に規定による指導又は助言は、指導・助言通知書(様式第12号)によるものとする。

2 条例第14条第2項に規定による勧告は、勧告書(様式第13号)によるものとする。
(公表)

第10条 条例第15条第1項に規定による公表する事項は、条例に定めるもののほか、次に掲げるものとする。

(1) 勧告等を行うことに至った経緯等

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

2 公表の方法は、市のホームページへの掲載その他市長が適当と認める方法により行うものとする。

(意見を述べる機会)

第11条 条例第15条第2項の規定による意見を述べる機会の付与は、意見を述べる機会の付与通知書(様式第14号)によるものとする。

2 事業者が条例第15条第2項の規定により意見を述べるときは、公表に関する意見書(様式第15号)によるものとする。

(その他)

第12条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日までに、南相馬市太陽光発電設備の適正な設置に関するガイドライン第4条及び第6条の規定によりなされた届出等については、当該規則第4条第1項、同条第2項、第7条第1項及び第8条の規定によりなされたものとみなす。

附 則(令和3年6月14日規則第24号)

(施行期日等)

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 前項の規定による改正後の南相馬市太陽光発電設備の適正な設置等に関する条例施行規則附則第2項の規定は、令和3年4月1日から適用する。

別表(第3条、第6条関係)

抑制区域	根拠法令等
急傾斜地崩壊危険区域	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)第3条第1項
砂防指定地	砂防法(明治30年法律第29号)第2条
地すべり防止区域	地すべり防止法(昭和33年法律第30号)第3条第1項
土砂災害特別警戒区域	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進

	に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項
農業振興地域内における農用地区域	農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第8条第2項第1号